

## 和歌山地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

令和6年6月12日（水）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 1 地方裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

岡田亜紀、嶋末和秀（委員長）、田中一壽、土橋康宏、土井智也、橋間督、花輪一義、平井由季、山本太司、矢田裕己

#### 2 説明者

佐藤智彦、辻新一郎、町田直人

#### 3 事務担当者等

小菅和弘、井上英樹、白井寛朗、伊藤里恵、宮本誠一、有吉晶子、奥野由紀子

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 前回の議事内容等

裁判所から、前回の地裁委員会のテーマ「民事訴訟のデジタル化について」について、次のとおり、前回以降の動向等について報告を行った。

(1) 本年1月から簡易裁判所においても、民事訴訟事件の和解や争点整理手続等でウェブ会議が利用できるようになり、また、3月からは、簡易裁判所も含めて公開法廷で行う口頭弁論でもウェブ会議の利用が可能となった。（通称「ウェブ口頭弁論」）。

運用開始以降、簡易裁判所でも多くの争点整理手続等でウェブ会議が実施されており、ウェブ口頭弁論についても、和歌山地方裁判所管内の各庁で実

施されている。現在、ウェブ会議の利用は、代理人弁護士が就いておられる事件がほとんどであるが、今後、弁護士が就いておられない事件についても、裁判所から遠方にお住まいの方などの事件について利用が拡大していくものと思われる。

(2) 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）が完全施行されても、法律上、代理人弁護士が就いておられない方は、引き続き紙に記載した訴状等の提出も可能で、仮に紙に記載した訴状等の提出があった場合は裁判所職員がそれを電子データ化して電子記録にすることになる。記録の電子化に向けた利用者へのサポート態勢の構築など、デジタル弱者の方へのサポートが大切な論点であることは、委員の皆様からご意見をいただいたとおりであるので、デジタル化後の裁判所の重要な役割の一つとして、引き続き検討していきたいと考えている。

### 3 テーマ「刑事公判手続における被害者保護について」

意見交換に先立ち、和歌山地方裁判所佐藤智彦裁判官から刑事公判手続における被害者保護の概要について説明を行ったほか、裁判所職員において、遮への措置及びビデオリンクの実演を行った。

### 4 意見交換の要旨

別紙のとおり

### 5 次回委員会の開催テーマ

裁判所における安全確保について

### 6 次回委員会の開催期日

未定（家裁委員会と合同開催予定）

### 7 閉会

(別紙)

## 意見交換の要旨

(●裁判所委員又は裁判所説明者等、○その他の委員)

### 1 質疑応答

- 遮へい措置とビデオリンクは証人が希望すれば選ぶことができるのか。
- 検察官から裁判所に対し、被害者の意向を汲んで遮へいの申出、ビデオリンクの申出、あるいは両方の申出がなされ、この申出に対応して裁判所は判断することになる。
- 基本的には希望はかなえられるのか。
- 法律上要件が定められており、それを充足すれば認められることになる。裁判所としては犯罪の性質や証人の心理状況を踏まえて法律に従って判断することになる。
- どちらもかなえられないこともあるということか。
- それはケースバイケースということになる。検察官も、基本的には、犯罪の性質や証人の状態をみて通常は認めるのが相当であろうというものに絞って申出をしてきている。
- 声そのものを聞かれるのも嫌だということへの配慮はあるのか。
- 法廷では、姿が見えないようにする措置はとるが、声のトーンがどのようなものであるかは信用性判断のポイントになる場合も出てくるため、声に細工をするということはしていない。

### 2 意見交換

- 遮へいの措置をして証人の姿が弁護士には見えるが被告人には見えないようになっているときに、被告人が横に動いたらどうするのかということについて裁判所として手当を考えているか、また、問題事案の経験があれば伺いたい。
- 裁判官によってやり方はいろいろあると思うが、注意喚起として被告人に動か

ないよう冒頭で厳しく注意するという事は多くの裁判官がやっているのではないかと思う。被告人の身柄が拘束されている事件については拘置所職員が被告人を挟んで座るため動きづらい状態になるが、在宅の事件については問題点としてなくはない。

- 私は新聞記者を28年くらいやっており、20年以上前には傍聴して記事を書くということもあったが、当時は遮へいもなければ遠隔地から陳述をするということもなく、今は機器が発達し、社会的環境として被害者保護、被害者に参加してもらうという体制が進んでいることがよくわかった。現状で十分体制がとられていると思うが、裁判所として改善の余地があるのではないかと考えているところがあればお示しいただきたい。
- 証人尋問に関する遮へい、付添い、ビデオリンクについては制度ができてから相当期間が経過し、改善を重ねながら進められてきた。運用も安定してきており、大きな枠組みとして大きな問題を感じているということではないが、裁判所の中では気づかないこともあるかもしれない。最近経験したところでは、法廷の一部の照明が切れていたということがあり、そうすると遮へいをしていても上の照明のところに反射して映るのではという御指摘があった。裁判所以外の方から見ると気づくということもあると思うので、この委員会の中で御意見をいただけると参考になると考えている。
- 遮へいをするパーテーションがとてもアナログなもので、確かに被告人や傍聴人と顔を合わせないかもしれないが、あの中に入って自由意思で証言ができるのだろうかと感じた。またビデオリンク室も非常に無機質で、圧迫感を感じないのか、自由に話ができるのだろうかと思った。ビデオリンクであれば、別の裁判所に出頭してやりとりすることも考えられるのではないか。
- 遮へいでどれだけ不安感が解消できるかについては御指摘があるところである。裁判所は法律の要件に従って判断することになるが、遮へいでは不十分ということであればビデオリンクにすることもある。ビデオリンク室は確かに狭い部

屋であるが、施設的な制約からどこまで改善できるかというところはある。

別の裁判所に出頭してビデオリンク方式で尋問を行うことは、法律上の要件を充たせば可能である。

- 私は中学校の教頭を務めているが、年に何回かは生徒が痴漢の被害にあうことがある。警察に見回りを強化してもらって対応しているが、被害届については、保護者の方も、被害届を出すと相手にこちらの情報が知られてしまうという認識で提出を思いとどまるケースが多い。今日このシステムを見せてもらって、これくらい充実していれば問題ないのではないかと実感したが、一般の人にはまだ不安があるのではないかと思う。裁判所として一般の方々にこのようなシステムを知ってもらう機会はあるのかどうかをお聞きしたい。
- 裁判所の広報活動として、学生から社会人まで広く裁判所見学等を受け入れており、例えば社会人の皆さんを対象にした裁判所見学会において、法廷見学等の際に、被害者保護という観点からはこのようなシステムもあるということの説明することは考えられる。
- 遮へいもビデオリンクも充実はしていると感じたが、自分が被害者であれば人目にさらされたくはないと思うので、ビデオリンクのみでもよいのではないかと思う。また、事案によって認められたり認められなかったりするということも、根本的に変えていくことのほうが正しい方向性なのではないか。
- 被害者保護を図ることも非常に重要だが、他方で、被告人・弁護人側からすると証人の供述に対する反対尋問の手續も保障する必要があり、そのバランスということになる。要件が厳しすぎるという御意見があるとするれば、それは最終的には立法の問題ということにもなる。
- 遮へいもビデオリンクも要件があり、希望しても認められないこともあるということだが、そのような要件にあてはまらない場合でも、せめて法廷までの動線を配慮することについては、希望すれば対応してもらえるのか。
- 要件に当てはまらない場合であっても、入庁から法廷までの間でできるだけ接

触しないようにするという配慮は、一定の場合に行っている。事案によっては、被告人とだけではなく、傍聴人とも接触しないよう配慮しているケースもある。

- 被害者でなくとも人前で話すのは緊張するものだと思うが、被害を受けて裁判所に来ているというだけで緊張してしまい、犯罪者が隣にいて話すことができるのかと思う。遮へいもビデオリンクも対応してもらえない場合があるということだが、被告人も犯罪者と決まったわけではないからそのような配慮がされているということか。また、遮へいやビデオリンクの措置をとることについて裁判の前に被告人に説明があるのか。被害者特定事項については公開することもあるとのことだが、被害に遭われた方の情報を公開する必要はあるのか。
- 裁判の公開の原則は憲法上の要請であり、本質的な事実関係を隠すことは問題があるというところが法曹界の中では出発点になっている。その中でどこまで制限することが許されるのかというところから発想が始まっているので、どうしても慎重なところからスタートしている。被害者特定事項を公開しないことができるというのも比較的最近の法改正によるものである。
- 被害者保護というと、性犯罪を念頭に置かれていると思うが、被害者がある犯罪というと、ほかにも万引きや詐欺、横領といったいろいろな犯罪類型があり、これらの犯罪と性犯罪はまた少し違う。公開の法廷で明らかにしない制度が利用されているのは基本的には性犯罪が多く、性犯罪については、要件上、法律が定める犯罪類型にあたり、かつ通常は「相当と認めるとき」との要件にも当たると考えられているので、実務的には性犯罪については申出があれば公開しないという形でやっていることが多いのではないかと思う。私の体感としても認められることが多いと感じている。
- 私は刑事弁護を多くやっているが、証人に直接反対尋問をして、言葉や態度を見て信用性があるのかどうかを判断することになる。それと被害者保護は少し相反するものがある。刑事弁護をする側からは、ビデオリンクになると被害者は話しやすくなる分、その供述の信用性はどうかということについて問題提

起がされることがある。

被害者保護はどんどん進んできて、十分なところまできているのではないかと思う。今年の2月からは一部の犯罪については起訴状に被害者の氏名を載せないことができるようになり、裁判所の決定があれば名前も知られず、姿も見られないまま裁判をすることは可能となっている。

信用性ということについては、証人が誰に殴られたを尋ねられて「この人です。」と被告人を見て答えると信用性も高いと思うが、遮へいやビデオリンクと遮へいが併用されている場合にはどのような対応をしているのか。

- ビデオリンクを使わない遮へい措置であれば、片面的な遮へい板を使用したり、遮へい板を複数使って犯人特定の場面だけ隙間を作ることが考えられる。
- ビデオリンクに遮へいを併用する場合は難しいところもあるのかもしれないが、そのような場合は検察官のほうで被害者証人に対して適切な助言をされた上で合理的な範囲の申出がされているのではないかと想像するがどうか。
- ビデオリンクの画面を通じていても顔も見たくないという人もいるので、そのような場合は、質問の組み立て方が全然違ってくると思う。検察官は質問を工夫して配慮しているのが一般的である。
- 裁判所の取組全般についてであるが、本日は法壇の内側などを見せてもらって、マイクやモニターなどと機器が発展していると感じた。傍聴人の多い事件を傍聴した際に、法廷でのやりとりが聞きにくいことがあった。傍聴人のために裁判をやっているわけではないことはわかっているが、高齢者の方もおり、被害者保護とはずれるかもしれないが、マイクの音量をあげるなど傍聴人に対しても配慮があるとよいと思った。